

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

			資料番号	5-4	担当課	長寿介護課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第23条	不利益 処分の 種類	登録研修機関の登録の取消し 等	
○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)						
附則 (登録の取消し等)						
第23条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。						
一 附則第14条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。						
二 附則第18条から第20条までの規定に違反したとき。						
三 前2条の規定による命令に違反したとき。						
四 附則第25条において準用する第17条の規定に違反したとき。						
五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。						
(欠格条項)						
第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。						
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者						
二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者						
三 附則第23条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者						
四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの						